

特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会 正職員給与規程

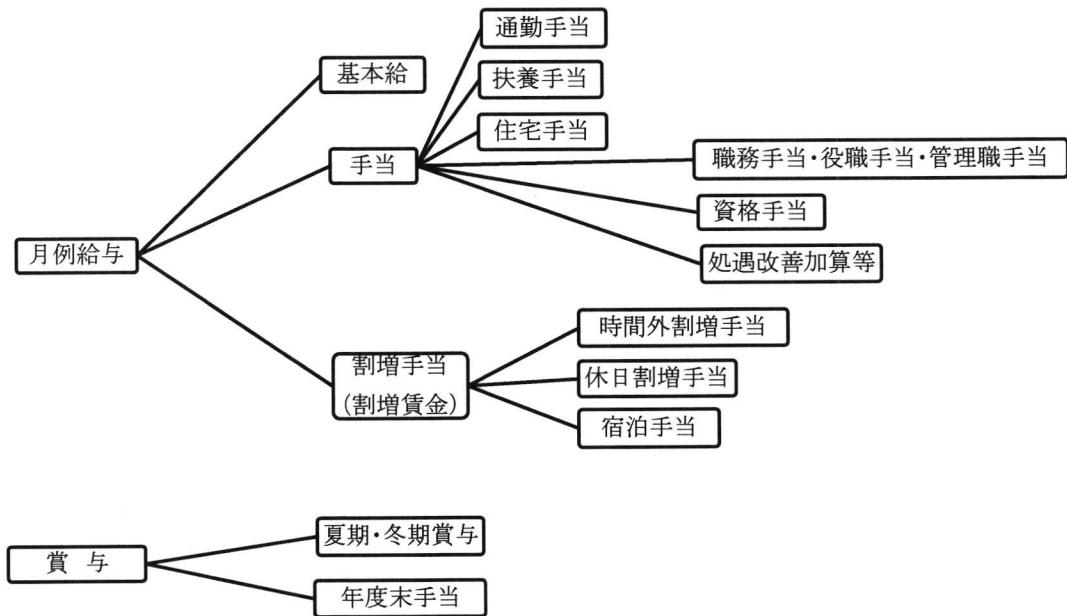
第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、正職員（以下「職員」という）の給与に関する基準および手続きを定めることを目的とする。

(給与の構成)

第2条 給与の構成は次の通りとする。



(給与の支払い方法)

第3条 月例給与は、毎月1日から末日までを1ヶ月として計算し、支払日を翌月20日とする。

第2章 基本給

(基本給)

第4条 基本給は仕事グループに従って決定する。詳細については別表I参照。

- (1)俸給月額は別表Iの通りとする。
- (2)初任給については、理事会で協議して決める。原則としてS0より始める。

第3章 諸手当

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、公共交通機関を利用した場合、6ヶ月分の定期代を6ヶ月毎に支給する。また前記以外の手段による通勤の場合、通勤手段に応じて算定し支給する。但し、その額は所得税法による非課税限度内とする。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、次の扶養家族を有する者に対して、次に掲げる額の合計額を支給する。

- (1)配偶者 月額 10,000円
 - (2)満18歳未満の子一人につき 月額 5,000円
- ただし、(2)については、激減緩和措置として、2021年度 8,000円、2022年度 6,500円とする。

(住宅手当)

第7条 住宅手当は、自己の居住する家屋に対して家賃を支払っている世帯主に対し、月額 10,000 円を上限として支給する。詳細は別途「住宅手当支給規程」に定める通りとする。

(職務手当・役職手当・管理職手当)

第8条 仕事グループに応じて別表 I のとおり、職務手当を支給する。

- 2 役職に応じて、別表 II のとおり、役職手当を支給する。
- 3 職務手当と役職手当は、高い方を支給する。
- 4 管理職である職員に対しては、月額 30,000 円を支給する。ただし時間外手当は支給しない。

(資格手当)

第9条 職員が、別表 IV 分類1、分類2に示す資格を有するときは、資格手当として月額 5,000 円を支給する。

複数の資格を同時に有する場合は、月額 7,000 円を支給する。

- 2 職員が、別表 IV 分類1～3に示す資格を新たに取得した場合は、祝い金として受験料相当額(但し上限 5,000 円、年2回まで)を支給する。

(居住支援特別手当)

第9条の2 「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」の運用に準拠し、月の給与に手当として支給するものとする。この手当の支給は「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金」の交付対象となる期間とする。なお、初年度は4月に遡及して支給する。

- 2 この手当の支給額は次による。
 - (1)「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」第7条第4項(1)に当たる支給額10,000円
 - (2)第7条第4項(2)に当たる加算額10,000円

(福祉・介護職員等処遇改善加算)

第10条 福祉・介護職員等処遇改善加算(以下、「処遇改善加算」という)に基づき、処遇改善加算の交付見込額の範囲内で、法人が個別に定めた額を月例給与の手当として支給する。

- 2 処遇改善加算の一部を、一時金として支給する場合がある。
- 3 支給額については、交付額の変動が予想されることから、適宜見直しを行うことができる。

第4章 割増手当

(時間外勤務・休日勤務・宿泊勤務手当)

第11条 就業規則28条により勤務した職員に対し、時間外、休日出勤手当を下記算式により支給する。

時間外手当、及び休日手当の算出は5分単位とする。

- 2 1ヶ月の所定労働時間は 140 時間とする。
- 3 割増手当を以下の 4 つとし、以下の算式で支給する。
 - (1) 時間外手当: 週 40 時間まで
基本給 ÷ 140 × 時間数
 - (2) 時間外手当: 週 40 時間超え
基本給 ÷ 140 × 1.25 × 時間数
 - (3) 休日手当(法定休日)
基本給 ÷ 140 × 1.35 × 時間数
 - (4) 宿泊手当は、業務内容により 7,000 円又は 10,000 円とする。

第5章 賞与および昇給

(賞与)

第12条 賞与は夏期賞与・冬期賞与とし、それぞれ6月・12月に支給する。支給率は 2.0(夏期 1.0、冬期 1.0) + 業

- 績・成果運動分とする。賞与の算定基礎期間・支給日及び支給対象者は、別表Ⅲの通りとする。算出基準は当該年度の基本給とする。
- 2 中途採用による職員の賞与は、算定基礎期間における月割りで計算する。
 - 3 職員が当該基礎期間内に欠勤があった場合は、以下の算式に基づいて賞与を減額する。
支給率： $1 - (\text{対象期間中の欠勤日数} / \text{標準勤務日数})$
 - 4 算定基礎期間に在籍していなかった新入職員の1回目の賞与については、別途協議する（基本的には、初回は金一封とする）。
 - 5 年度末に資金に余裕があるときは、理事会に諮り、年度末手当を支給する。

(昇給)

第13条 職員の昇給は、原則として毎年1回4月に、年間の人事考課に基づいて行なう。

第6章 その他細則

(欠勤等の場合の給与の減額)

第14条 職員が欠勤した場合、超えた日数に相当する給与を減額する。その計算方法は、基本給を標準勤務日数(20日)で除した数値×対象日数とする。控除額が給与を超える場合は、0とする。

(休職期間中の給与)

第15条 就業規則第11条において定める休職期間中の給与は支給しない。

(退職等の場合の給与計算)

第16条 自己の都合による退職・解雇の場合は、その日までの日割り計算により給与を支給する。その金額は、基本給を標準勤務日数(20日)で除した数値×当該月の勤務日数とする

(紹介報奨制度)

第17条 在職中の職員が当法人に紹介した知人等が、当法人の定める手続に則って採用され、所定の条件を達成した場合は、その紹介者に対し報奨金を、また被採用者に対し祝い金を支払うものとする。詳細は別途「紹介報奨制度規程」に定める通りとする。

- 2 前項の紹介対象職種は、当法人が公共職業安定所や職業紹介事業者への求人、またはホームページ等の求人により募集する職種及び勤務形態に限るものとする。

別表 I

仕事グループ	S0	S1	S2	S3	M1(管理職)
業務内容	施設運営	施設運営	施設計画	予算、育成	法人運営
視野	仕事を覚える	施設運営	施設間連携	法人運営	法人未来
給与	179,000～ 185,000 円	185,000～ 202,000 円	195,000～ 220,000 円	210,000～ 238,000 円	228,000～ 264,000 円
職務手当	0	0	10,000 円	20,000 円	30,000～ 50,000 円

別表 II

役職	主任	施設長	副職員長	職員長
役職手当	5,000 円	30,000 円	10,000 円	20,000 円

※S2、S3 の職務手当と役職手当については、高い方を支給する。

※仕事グループ S2 の職員が施設長になるときは、S3 以上の職員がサポートする。

※仕事グループ S2、S3 の職員が職員長(または副職員長)及び施設長を兼ねる場合の役職手当は各項を合算して支給する。

※M1(管理職)が、施設長、職員長、副職員長を兼ねる場合は、役職手当は該当する各項を合算して支給し、これに職務手当を併せて支給する。

別表III

	算定基礎期間	支給率	支給日	支給対象者
夏期賞与	10月1日～3月31日	$1+\alpha$	6月10日	6月10日在籍者
冬期賞与	4月1日～9月30日	$1+\alpha$	12月10日	12月10日在籍者

別表IV

分類	対象資格	手当
1	保育士、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,000円/月 ※複数資格を有する場合、7,000円/月
2	介護福祉士、精神保健福祉士	
3	情報処理、個人情報管理、簿記、福祉コーディネータ等の福祉関係	—

付 則

この規定は2009年4月1日から実施する。

この規定は2012年5月19日から実施する。

この規定は2013年5月11日から実施する。

この規定は2014年5月31日から実施する。

この規定は2015年4月1日から実施する。

この規定は2017年4月1日から実施する。

この規定は2019年4月1日から実施する。

この規定は2020年4月1日から実施する。

この規定は2021年4月1日から実施する。

この規定は2023年4月1日から実施する。

この規定は2024年4月1日から実施する。

この規定は2025年4月1日から実施する。

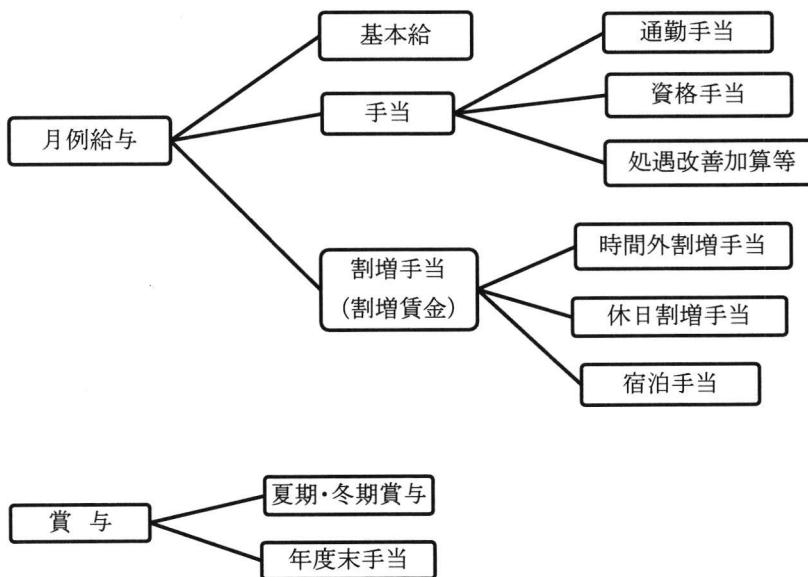
特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会 非常勤職員給与規程

(目的)

第1条 本規程は、非常勤職員(以下「職員」という)の給与に関する基準および手続きを定めることを目的とする。

(給与の構成)

第2条 給与の構成は次の通りとする。



(給与の支払い方法)

第3条 給与は月給制とし、毎月1日から末日までを1ヶ月として締め切って計算し、支払日を翌月20日とする。

2 1ヶ月の標準勤務時間×時給を基準給与とし、賞与等の算定基準とする。

(基本時給)

第4条 基本時給は仕事グループに従って決定する。詳細については別表I参照。

2 初任給については、施設長会議で協議し、理事会で承認する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、公共交通機関を利用した場合、6ヶ月分の定期代を6ヶ月毎に支給する。また前記以外の手段による通勤の場合、通勤手段に応じて算定し支給する。但し、その額は所得税法による非課税限度内とする。

(資格手当)

第6条 職員が、別表III 分類1、分類2に示す資格を有するときは、資格手当として月額3,000円を支給する。複数の資格を同時に有する場合は、月額4,000円を支給する。

2 職員が、別表III 分類1～3に示す資格を新たに取得した場合は、祝い金として受験料相当額(但し上限3,000円、年2回まで)を支給する。

(居住支援特別手当)

第6条の2 「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」の運用に準拠し、月の給与に手当として支給するものとする。この手当の支給は「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金」の交付対象となる期間とする。なお、初年度は4月に遡及して支給する。

2 この手当の支給額は次による。

(1)「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」第7条第4項(1)に当たる支給額10,000円

(2)第7条第4項(2)に当たる加算額10,000円

(福祉・介護職員等処遇改善加算)

- 第7条 福祉・介護職員等処遇改善加算(以下、「処遇改善加算」という)に基づき、処遇改善加算の交付見込額の範囲内で、法人が個別に定めた額を月例給与の手当として支給する。
- 2 処遇改善加算の一部を、一時金として支給する場合がある。
 - 3 支給額については、交付額の変動が予想されることから、適宜見直しを行うことができる。

(時間外勤務、休日勤務、宿泊勤務手当)

- 第8条 就業規則第25条により勤務した職員に対し、時間外、休日出勤手当、宿泊手当を下記算式により支給する。時間外手当、及び休日手当の算出は5分単位とする。
- 2 1ヶ月の所定労働時間は112時以上120時間未満とする。
 - 3 割増手当を以下の4つとし、以下の算式で支給する。
 - (1) 時間外手当:週40時間まで
 基本時給×時間外時間数
 - (2) 時間外手当:週40時間超え
 基本時給×1.25×時間外時間数
 - (3) 法定休日に勤務した場合。ただし、法定休日の勤務については事前に申請し、所属長の許可をうけるものとする。
 基本給÷140×1.35×時間数
 - (4) 宿泊手当
 業務内容により、5,000円又は10,000円

(欠勤等の場合の給与の減額)

- 第9条 時給制を選択した職員が欠勤した場合は、給与を減額する。その金額は、基本給を標準勤務日数(20日)で除した数値とする。控除額が給与を超える場合は、0とする。

(賞与)

- 第10条 賞与は夏期賞与・冬期賞与とし、それぞれ6月・12月に支給する。支給率は1.0(夏期0.5、冬期0.5)+業績・成果連動分とする。賞与の算出基礎期間・支給日及び支給対象者は別表IIの通りとする。算出基準は当該年度の基本給とする。
- 2 中途採用による職員の賞与は、算定基礎期間における月割りで計算する。
 - 3 職員が当該基礎期間内に欠勤があった場合は、以下の算式に基づいて賞与を減額する。
 支給率: $1 - (\text{対象期間中の欠勤日数} / \text{標準勤務日数})$
 - 4 新採用職員の1回目の賞与については、別途協議する。(基本的には、初回は金一封とする。)
 - 5 年度末に資金に余裕があるときは、理事会に諮り、年度末手当を支給する。

(昇給)

- 第11条 職員の昇給は、原則として毎年1回4月に、年間の人事考課に基づいて行なう。

(休職期間中の給与)

- 第12条 就業規則第12条において定める休職期間中の給与は支給しない。

(退職等の場合の給与計算)

- 第13条 自己の都合による退職・解雇の場合は、その日までの日割り計算により給与を支給する。その計算は、基本給を標準勤務日数で除した数値×当該月の勤務日数とする。

(退職金積み立て及び支給)

- 第14条 退職金は、試用期間終了後、中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約により、毎月2,000円を積み立てるものとし、1年ごとに1,000円加算し、上限を5,000円とする。
- 2 退職金は、上記の退職金共済契約に基づいて支給する。
 - 3 就業規則第11条において定める休職期間中、または、欠勤日数が勤務日数の1/2を超えるときは、退職

金の積み立ては行なわない。

(紹介報奨制度)

第15条 在職中の職員が当法人に紹介した知人等が、当法人の定める手続きに則って採用され、所定の条件を達成した場合、その紹介者に対し報奨金を、また被採用者に対し祝い金を支払うものとする。

詳細は別途「紹介報奨制度規程」に定める通りとする。

2 前項の紹介対象職種は、当法人が公共職業安定所や職業紹介事業者への求人、またはホームページ等の求人により募集する職種及び勤務形態に限るものとする。

別表 I

仕事グループ	P0	P1	P2
業務内容／視野	施設運営	施設連携	法人
対応する仕事 G	初任者／S0	経験年数2年以上／S1,S2	専門業務／S3
想定される対象者	新規 アルバイト→非常勤	常勤 → 非常勤	常勤 → 非常勤
給与(時給)	1,100～1,250 円	1,200～1,350 円	1,300 円～
賞与支給率	0.5	0.75	0.75

別表 II

	算定基礎期間	支給率	支給日	支給対象者
夏期賞与	10月1日～3月31日	0.5+ α	6月10日	6月10日在籍者
冬期賞与	4月1日～9月30日	0.5+ α	12月10日	12月10日在籍者

別表 III

分類	対象資格	手当
1	保育士、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	3,000 円/月 ※複数資格を有する場合、4,000 円/月
2	介護福祉士、精神保健福祉士	
3	情報処理、個人情報管理、簿記、福祉コーディネータ等の福祉関係	—

付 則

この規程は2009年4月1日から実施する。

この規程は2012年5月19日から実施する。

この規程は2013年5月11日から実施する。

この規程は2014年5月31日から実施する。

この規程は2015年4月1日から実施する。

この規程は2017年4月1日から実施する。

この規程は2019年4月1日から実施する。

この規程は2020年4月1日から実施する。

この規程は2021年4月1日から実施する。

この規程は2022年4月1日から実施する。

この規程は2023年4月1日から実施する。

この規程は2024年4月1日から実施する。

この規程は2025年4月1日から実施する。

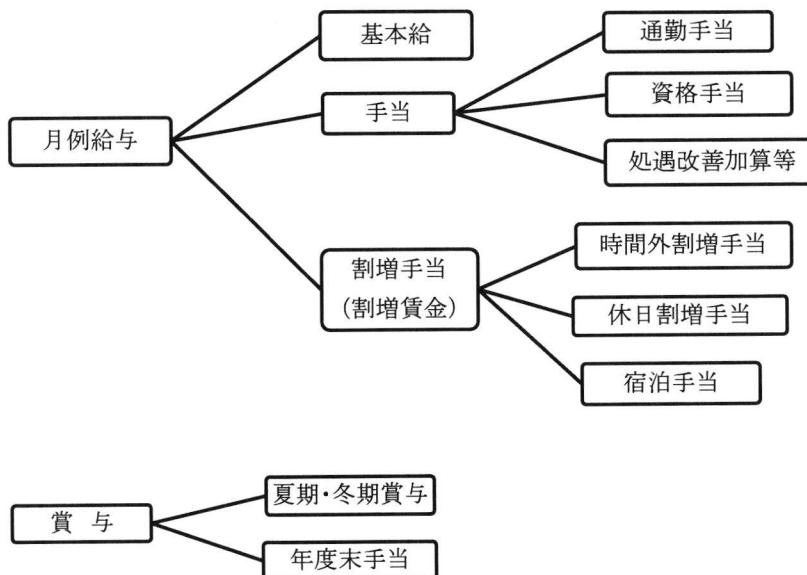
特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会 嘴託職員給与規程

(目的)

第1条 本規程は、非常勤職員(以下「職員」という)の給与に関する基準および手続きを定めることを目的とする。

(給与の構成)

第2条 給与の構成は次の通りとする。



(給与の支払い方法)

第3条 給与は時給制とし、毎月1日から末日までを1ヶ月として計算し、支払日を翌月20日とする。

2 1ヶ月の標準勤務時間×時給を基準給与とし、賞与等の算定基準とする。

(基本時給)

第4条 基本時給は仕事グループに従って決定する。詳細については別表Ⅰ参照。

2 初任給については、施設長会議で協議し、理事会で承認する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、公共交通機関を利用した場合、6ヶ月分の定期代を6ヶ月毎に支給する。また前記以外の手段による通勤の場合、通勤手段に応じて算定し支給する。但し、その額は所得税法による非課税限度内とする。

(資格手当)

第6条 職員が、別表Ⅲ・分類1、分類2に示す資格を有するときは、資格手当を支給する。上限を3,000円とする。複数の資格を同時に有する場合は、月額4,000円を支給する。

2 職員が、別表Ⅳ 分類1～3に示す資格を新たに取得した場合は、祝い金として受験料相当額(但し上限3,000円、年2回まで)を支給する。

(居住支援特別手当)

第6条の2 「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」の運用に準拠し、月の給与に手当として支給するものとする。この手当の支給は「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金」の交付対象となる期間とする。なお、初年度は4月に遡及して支給する。

2 この手当の支給額は次による。

- (1)「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」第7条第4項(1)に当たる支給額10,000円
- (2)第7条第4項(2)に当たる加算額10,000円

(福祉・介護職員等処遇改善加算)

- 第7条 福祉・介護職員等処遇改善加算(以下、「処遇改善加算」という)に基づき、処遇改善加算の交付見込額の範囲内で、法人が個別に定めた額を月例給与の手当として支給する。
- 2 処遇改善加算の一部を、一時金として支給する場合がある。
 - 3 支給額については、交付額の変動が予想されることから、適宜見直しを行うことができる。

(時間外勤務、休日勤務、宿泊勤務手当)

- 第8条 就業規則第25条により勤務した職員に対し、時間外、休日手当、宿泊手当を下記算式により支給する。時間外手当、及び休日手当の算出は5分単位とする。
- 2 1ヶ月の所定労働時間は84時間以上140時間未満とする。
 - 3 割増手当を以下の4つとし、以下の算式で支給する。
 - (1) 時間外手当: 週40時間まで
 基本時給×時間数
 - (2) 時間外手当: 週40時間超え
 基本時給×1.25×時間数
 - (3) 法定休日に勤務した場合。ただし、法定休日の勤務については事前に申請し、所属長の許可をうけるものとする。
 基本給÷140×1.35×時間数
 - (4) 宿泊手当
 業務内容により、5,000円又は10,000円

(欠勤等の場合の給与の減額)

- 第9条 時給制を選択した職員が欠勤した場合は、給与を減額する。その金額は、基本給を標準勤務日数(20日)で除した数値とする。控除額が給与を超える場合は、0とする。

(賞与)

- 第10条 賞与は夏期賞与・冬期賞与とし、それぞれ6月・12月に支給する。支給率は1.0(夏期0.5、冬期0.5)＋業績・成果連動分とする。賞与の算出基礎期間・支給日及び支給対象者は別表Ⅱの通りとする。算出基準は当該年度の基本給とする。
- 2 中途採用による職員の賞与は、算定基礎期間における月割りで計算する。
 - 3 職員が当該基礎期間内に欠勤があった場合は、以下の算式に基づいて賞与を減額する。
 支給率: $1 - (\text{対象期間中の欠勤日数} / \text{標準勤務日数})$
 - 4 新採用職員の1回目の賞与については、別途協議する。(基本的には、初回は金一封とする。)
 - 5 年度末に資金に余裕があるときは、理事会に諮り、年度末手当を支給する。

(昇給)

- 第11条 職員の昇給は、原則として毎年1回4月に、年間の人事考課に基づいて行なう。

(休職期間中の給与)

- 第12条 就業規則第11条において定める休職期間中の給与は支給しない。

(退職等の場合の給与計算)

- 第13条 自己の都合による退職・解雇の場合は、その日までの日割り計算により給与を支給する。その計算は、基本給を標準勤務日数で除した数値×当該月の勤務日数とする。

(紹介報奨制度)

- 第14条 在職中の職員が当法人に紹介した知人等が、当法人の定める手続きに則って採用され、所定の条

件を達成した場合、その紹介者に対し報奨金を、また被採用者に対し祝い金を支払うものとする。

詳細は別途「紹介報奨制度規程」に定める通りとする。

2 前項の紹介対象職種は、当法人が公共職業安定所や職業紹介事業者への求人、またはホームページ等の求人により募集する職種及び勤務形態に限るものとする。

別表 I

仕事グループ	C0	C1	C2
業務内容／視野	施設運営	施設運営・計画	法人
対応する仕事 G	初任者／S0と同程度	-	専門業務／S3と同程度
想定される対象者	新規	定年退職者のうち、一般業務に就く者	・定年退職者のうち、資格がないと従事できない業務に就く者(相談支援員等) ・専門知識を有する者
給与(時給)	1,100～1,250 円	1,200～1,350 円	1,200 円～
賞与支給率	0.5	0.5	0.5 (勤務状況に応じて加算)

別表 II

	算定基礎期間	支給率	支給日	支給対象者
夏期賞与	10月1日～3月31日	0.5+ α	6月10日	6月10日在籍者
冬期賞与	4月1日～9月30日	0.5+ α	12月10日	12月10日在籍者

別表 III

分類	対象資格	手当
1	保育士、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	3,000 円/月 ※複数資格を有する場合、4,000 円/月
2	介護福祉士、精神保健福祉士	
3	情報処理、個人情報管理、簿記、福祉コーディネータ等の福祉関係	—

付 則

この規程は2009年4月1日から実施する。

この規程は2012年5月19日から実施する。

この規程は2013年5月11日から実施する。

この規程は2014年5月31日から実施する。

この規程は2015年4月1日から実施する。

この規程は2017年4月1日から実施する。

この規程は2019年4月1日から実施する。

この規程は2020年4月1日から実施する。

この規程は2021年4月1日から実施する。

この規程は2022年4月1日から実施する。

この規程は2023年4月1日から実施する。

この規程は2024年4月1日から実施する。

この規程は2025年4月1日から実施する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会	事業年度	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
-----	---------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取入会金	70,000円
正会員受取会費	2,744,000円
ひかり受取会費	3,480,000円
サポートークラブ会費（旧賛助会員受取会費）	1,461,813円
受取寄付金	368,675円
受取助成金等	695,000円
移動支援・居宅介護支援事業収益	38,519,200円
障害児通所給付費（児童発達支援事業）	39,643,453円
障害児通所給付費（放課後等デイサービス事業）	70,760,347円
相談支援事業	9,939,705円
障害者（成人）日中ショートステイ事業	12,697,762円
受取利息	8,681円
雑収益	178,744円
	円
合計	180,567,380円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項

〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		104,958,817 円	放課後等デイサービス・児童発達支援・相談支援事業給付金
		51,378,000 円	移動支援事業・居宅介護支援・地域生活支援事業給付金
		5,415,416 円	物価高騰対策支援金・居住支援特別手当事業補助金等
		437,700 円	移動支援事業給付金
		400,000 円	障害者福祉助成金

(2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,857,104 円	本部事務所賃借料
		868,560 円	複合機リース料（4 施設）
		835,725 円	本部・駒沢・幼児施設電気代
		445,500 円	弁護士費用
		440,000 円	幼児グループ 第三者評価委託

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	5,672,960
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	5,734,833
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	60,530
			給与	令和6年4月1日～ 令和6年6月30日	
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	
			給与	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和6年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
65 人	42,694,194 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						✓	
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	
	区分	①	②	③	④	⑤	
	④	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	9人	0人	0%	0人	0%
	⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
	⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
	⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
	⑧	年月日～年月日	人	人	%	人	%
	申 請 時	人	人	%	人	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ						

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ						

Ⓐ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無						

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「Ⓐ～Ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓕ」については、イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓕ」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓕ」については、イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

- 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金額でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
役員数	9人	人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳									
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	
松田 卓也		理事		○					令和元年5月25日就任
宮本 実		理事		○					平成29年5月27日就任
徐 英美		理事		○					平成30年5月26日就任
義野 貴之		理事		○					令和元年5月25日就任
松香 成紀		理事		○					令和2年6月13日就任
栗林 進		理事		○					令和3年5月29日就任
大畠 篤子		理事		○					令和5年6月3日就任
山口 俊行		監事		○					平成18年4月1日就任
久保田 晶子		監事		○					平成24年6月1日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(Nブックス) 使用 ルーズリーフ	月6回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(Nブックス)	月6回	7年
現金出納帳	手書き ノート使用	都度	7年
預金出納帳	手書き ルーズリーフ使用	都度	7年
給与台帳	給与計算ソフト(web給与) 使用 ルーズリーフ	月1回	7年
固定資産台帳	会計ソフト(Nブックス)	年1回	7年

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会							チェック欄																																								
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること								✓																																								
<p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>																																																
<p>イ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(c)</th> <th>(d)</th> <th>(e)</th> <th>(f)</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>								項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無																											
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時																																									
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
<p>口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(c)</th> <th>(d)</th> <th>(e)</th> <th>(f)</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>								項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無																									
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時																																									
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有效期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。	同意	
	する	しない
イ ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人わんぱくクラブ有限会社
-----	----------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかるかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		<input checked="" type="checkbox"/>
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
<input checked="" type="checkbox"/> 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
<input checked="" type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
<input checked="" type="checkbox"/> 二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
<input checked="" type="checkbox"/> イ 暴力団 <input type="checkbox"/> ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ